桑名都市計画地区計画の変更 (桑名市決定)

都市計画 多度御衣野東部地区 地区計画を次のように決定する。

	名	称	多度御衣野東部地区 地区計画
	位	置	桑名市多度町御衣野、下野代 地内
	面	積	約2. 9ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標		本地区は桑名市多度町の多度工業団地の東側に位置し、多度第2工業団地西側に隣接する市街化調整区域内にあり、近年の交通アクセス向上にあわせて、上水道、電気供給などのインフラが既に確保されている。また、桑名市総合計画において産業誘導ゾーンに、桑名市都市計画マスタープランにおいて生産・物流地域に位置付けされており、生産・物流エリアとして土地利用を目指す区域にあって、開発行為による計画的な整備を目指している地区である。 このため、本地区に地区計画を定め、周辺環境に配慮しつつ、地域経済の活性化、産業振興、雇用促進などの経済発展に寄与することを目標とする。
	土地利用の方針		本地区はすでに整備済の「多度工業団地」「多度第2工業団地」の間に位置しており、周辺地域は、前述の既存工業団地の他、主に山林・農地で形成されている。こうした周辺環境のなか、本地区においては産業系の良好な操業環境の確保を目指し、周辺環境と調和のとれた土地利用を進めるとともに、適正な建築物等の規制誘導を図ることとする。
	地区施設の整備方針		各敷地へのアクセスの利便性を確保し、合理的な土地利用を促進するため、幅員12m道路を配置する。 また、防災対策として調整池を配置する。
	建築物等の整備の方針		良好な生産環境を創出・保持するため、地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、周辺との調和が図られるよう建築物等の用途制限や容積率及び 建蔽率の最高限度、壁面後退について定める。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	道路名 幅員 延長 備考 - 12.0 m 約15 m
		緑地	施設名 面積 備考 緑 地 約 0.09 ha
		調整池	施設名 面積 備考 雨水調整池 約 0.24 ha
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途 の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 ①建築基準法別表第二(わ) 項の工業専用地域内に建築してはならない建築物
		建築物の容積率 の最高限度	200%
		建築物の建蔽率 の最高限度	60%
		壁面の位置の制 限	外壁面もしくはこれにかわる柱面を敷地境界線より3m以上後退させること。
備 考			